

市町村が定める農業振興地域整備計画の策定及び変更に係る同意基準

平成30年10月24日 群馬県農政部農業構造政策課

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づいて市町村が定める農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）のうち、市町村が同条第2項第1号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）の策定又は変更をしようとする場合の知事による同条第4項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の同意基準については、地方自治法（昭和22年法律67号）第250条の2第1項の規定に基づき、次のとおり定める。

なお、この同意基準の内容は、法、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。）及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号。）の規定に基づくものであり、その適用に際しては、法令の解釈等について示した農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号）等関係通知を必要に応じ引用し判断するものとする。

第1 基本的事項

同意基準の基本的事項は、次のとおりとする。

- 1 策定又は変更しようとする整備計画の内容が、「群馬県農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）に適合するとともに、法第4条第3項に規定する国土形成計画、首都圏整備計画、山村振興計画その他法律の規定による地域振興に関する計画並びに道路、河川、鉄道等の施設に関する国及び県の計画並びに都市計画との調和が保たれているものであること（法第10条第1項）。
- 2 議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものであること（法第10条第2項）。
- 3 農用地区域の設定又は変更にあたっては、法第10条第3項各号で定める土地が農用地区域として定められていること。ただし、法第10条第3項各号で農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であっても、同条第4項に規定される土地は農用地区域内には含まれないものとする。
- 4 基本方針の変更、農業振興地域の区域の変更、法第12条の2第1項の規定により適宜実施された基礎調査の結果及び経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときに、当該整備計画の変更が遅滞なく行われていること（法第13条第1項）。
- 5 法第8条第4項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき知事への協議を行おうとする整備計画の案が、法第11条の規定に基づき、次により縦覧等の手続きを了したものであること。
 - (1) 整備計画を策定し又は変更しようとする旨を公告し、その理由を記載した書面を添えて縦覧済みであること（法第11条第1項）。
 - (2) 市町村住民から意見書の提出があった場合、その内容ごとに要旨、提出数及び処理結果が明確に示されていること（法第11条第2項）。

- (3) 縦覧等の結果が、次のいずれかに該当すること（法第11条第8項）。
 - ア 農用地利用計画の案に対し異議の申出がないこと。
 - イ 異議の申出があった場合には、その全てにつき決定があり、かつその決定について審査の申し立てがないこと（法第11条第4項）。
 - ウ 審査の申し立てがあった場合には、その全てについて裁決があること（法第11条第6項）。
- (4) 国有地を含めて農用地区域を定め又は変更しようとするときは、その国有地を所管する各省各庁の長の承認を受けていること（法第11条第10項）。

第2 農用地利用計画の設定及び変更に関する基準

1 農用地区域に含まれるべき土地（農用地区域への編入）

農用地区域は、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地について定めるものであり、同区域に含めるべき土地については、法第10条第3項各号に定めるとおりであるが、その運用にあたっては、次のとおり行う。

(1) 集団的に存在する農用地（法第10条第3項第1号）

農用地を分断する鉄道や道路、河川などの地形・地物によって囲まれた農用地の広がりがある10ha以上であるもの。

なお、集団性の境界を判断するにあたっては、鉄道や道路、河川などの農用地を分断する地形・地物があっても通作等に支障を及ぼさないと認められる場合には、境界とせず一団の農用地とする。

(2) 土地改良事業等の施行に係る区域内の土地（法第10条第3項第2号）

国の直轄又は補助に係る事業で土地改良法（昭和24年法律第195号）施行後に実施されたもので、次に該当する事業を対象としたものであること。

ア 農業用排水施設の新設又は変更

イ 区画整理

ウ 農用地の造成（ただし、昭和35年以前に着手した開墾建設工事は除く）

エ 埋め立て又は干拓

オ 客土、暗渠排水その他土地の改良又は保全のために必要な事業

なお、農業の生産性を向上することを直接の目的としない事業の施行区域又は農業の生産性の向上が相当程度図られると見込まれない土地（いわゆる不可避受益地）は除く。

又、県の直轄又は補助に係る事業の施行に係る区域内の土地も同様の扱いとする。

(3) 集団的に存在する農用地及び土地改良事業等の施行に係る区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地（法第10条第3項第3号）

土地改良施設の用に供される土地で、このうち集団的に存在する農用地及び土地改良事業等の施行に係る区域内の土地に接している土地であること。

(4) 農業用施設用地（法第10条第3項第4号）

ア 集団的な農業用施設用地又は（1）及び（2）に隣接する農業用施設用地であること。

イ 主として農業者又は農業者の構成する団体が管理利用する施設など、地域農業者

による農業生産との関連が強い施設であること。

なお、1個の建築物その他の工作物で法第3条第4項に規定する施設に該当する部分と該当しない部分から構成されている施設（混在施設）の用地は農業用施設用地とは認められない。

- (5) 農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地（法第10条第3項第5号）

農業振興地域における地域の特性に即した農業振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地として農用地区域を定めるにあたっては、その土地の位置、地形その他の自然条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の見通し等を考慮するとともに、地域の農業者の意見を十分聴いて、将来のあるべき土地利用の方向を見定めつつ、優良な農用地等の確保に努めることが重要であると認められる土地であること。

2 農用地区域からの除外

農用地区域内からの除外のための農用地区域の変更は、次の場合に行うことができる。なお、法第10条第3項各号に該当する土地のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外するときは、優良農地を確保し、又地域の営農環境等に支障を及ぼさない等の観点から、法第13条第2項各号に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 法第10条第3項各号の要件を満たさないこととなった場合

ア 集団的に存在する農用地の規模が10haを下回った場合（第1号関係）、土地改良事業等を実施中であつたが計画変更により当該事業の施行に係る区域でなくなった場合（第2号関係）、集団的に存在する農用地や土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地の保全又は利用上必要な施設の用に供されてきた土地が当該施設の廃止、縮小等によりその用に供されないこととなった場合（第3号関係）、農業用施設用地の規模が2haを下回った場合（第4号関係）などが想定される。

イ ただし、このような場合に直ちに当該土地が農用地区域から除外されることとなると、当該農用地区域内の土地において営農活動を行っている農業者が農業振興施策を受けられなくなる等の不利益を被るおそれや、農地の利用集積や地域における営農活動を阻害するおそれがあることから、直ちに農用地区域から除外する必要があるかどうかは、市町村において慎重に判断することとなる。

ウ そのため、アの場合であっても「当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地」（第5号関係）であると市町村が判断するときには、引き続き農用地区域とすることが適当である。

- (2) 法第10条第4項に該当する場合

法第10条第4項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地に該当することになった場合には、法第13条第2項の適用はなく、同条第1項の規定に基づき農用地区域を変更すること。なお、基礎調査の結果を基に行う整備計画

全体の見直しと時期的に重なる場合には、見直しに伴う変更と同時に変更して差し支えない。

(3) 法第13条第2項の規定により除外する場合

ア 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること（法第13条第2項第1号）

(ア) 「必要性」について

- a 農用地区域以外の用途の中で、いかなる用途に供することが必要かと積極的に判断するのではなく、当該用途の通常の利用形態にかんがみ、当該土地が必要か判断すること。
- b 当該事業が必要であると判断した理由、当該土地を選定せざるを得ない理由が具体的かつ明確であり、やむを得ないと判断されること。
- c 除外後、おおむね1年以内に利用目的に供される緊急性が認められること。

(イ) 「適当性」について

- a 除外理由である事業又は住居等の目的からみて、通常必要とされる最小限度の除外規模であること。
 - (a) 除外後の利用目的が住宅の場合、原則500㎡以下であること。ただし、農家住宅で作業用地が必要である場合はこの限りではない。
 - (b) 除外後の利用目的が事業用地の場合、計画内容から判断して、通常必要とされる最小限度と認められる面積であること。
- b 除外による整備計画の達成への支障が軽微であること。

(ウ) 「代替性」について

- a 当該地域を選定した理由・目的が明確であること。
- b 当該土地の周辺において、他に開発可能な農用地区域外の適地がないこと。
- c 土地所有者の了承を得ていることや土地価格が安価であることを理由として、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であることは認められない。

(エ) 「確実性」について

農地法（昭和27年法律第229号）や都市計画法（昭和43年法律第100号）など関係する他法令の許認可等の見込があること。

イ 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること（法第13条第2項第2号）

(ア) 除外後、農用地区域内における農用地の高性能機械による営農や効率的な病害虫防除等に支障が生じないこと。

(イ) 小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、土地利用の混在や農業生産基盤整備事業又は農地流動化施策等への支障が生じるものではないこと。

ウ 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下、「認定農業者等」という。）に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること（法第13条第2項第3号）

(ア) 当該土地の除外による経営規模の大幅な縮小により、認定を受けた農業経営改

善計画を達成することができなくなるなど、認定農業者等が目指す安定的な農業経営に支障を生じないこと。

(イ) 認定農業者等が経営する一団の農用地等の集団化が損なわれないこと。なお、当該土地周辺の集団性等から利用集積がしやすく、将来にわたって確保すべき優良な農地であると認められる場合には、現に利用集積の合意解約があっても、市町村が「利用集積に支障がある」と判断することにより、優良農地の保全に努めること。

エ 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること（法第13条第2項第4号）

農用地の利用上・保全上必要な農業用道路、農業用水路、ため池等の施設について、土砂流出又は崩壊、洪水、濁水など災害の発生のおそれがないこと。

オ 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること（法第13条第2項第5号）

土地改良事業等の工事が完了した年度とは、工事完了の公告における工事完了の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度であること。

カ その他（土地改良法第92条の2）

土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内の農用地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、法第13条第2項の要件の全てを満たすほか、当該農用地についての農地中間管理権の存続期間が満了していること。

第3 附則

この基準は、平成30年11月1日以降に提出された協議から適用する。